

特別区は どちら？

制度編

とくべつクマからの超難問？
8つの問題を解きながら
「特別区の制度」を紹介します
はたして、正解はどちら？



東京 2 3 区

特別区は どちら？

問
01

東京 23 区は、 「特別区」か？「行政区」か？



A 東京 23 区は、「特別区」



B 東京 23 区は、「行政区」

解説



	<p>特別区は、市町村と同様に住民に最も身近なところで行政を行っている基礎的な自治体です。 現在は東京にある23の区のみです。</p>
	<p>行政区は、政令指定都市（基礎的な自治体）に設置されます。住民の利便性のために、市の区域を分けて行政区を置き事務を行っています。 政令指定都市は、全国に20市あり、関東では、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市です。</p>



正解

A 東京 23 区は、「特別区」

特別区は
どちら？

問
02

特別区の区長は、
どうやって決めるの？

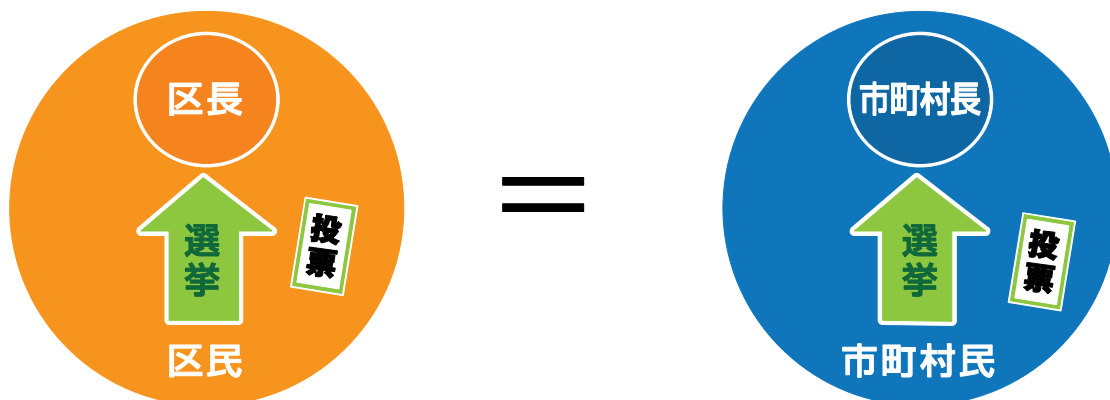


A 区民が選挙で決める



B 東京都が決める

解説



特別区の区長は、区民が選挙で決める直接公選です。
これは市町村と同じです。



特別区の区長公選の歴史をみると、昭和 22 年の特別区誕生時は、
区長は公選でした。
昭和 27 年の地方自治法改正で区長公選が廃止され、東京都知事の
同意を得て区議会が選任することになりました。
区長公選が復活するのは、昭和 49 年の地方自治法改正です。

正解

A 区民が選挙で決める

特別区は どちら？

問
03

特別区には、 議会、条例制定権があるの？

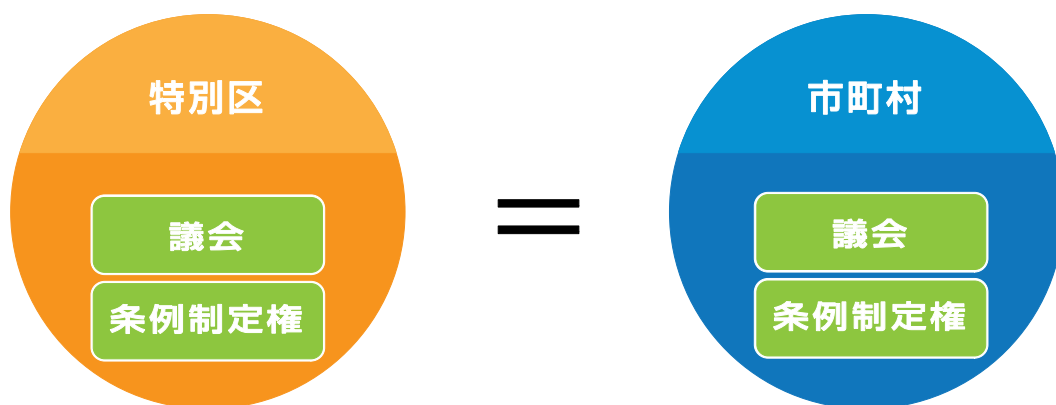


A 議会、条例制定権
ともにある



B 議会のみある

解説



	市町村には、議会があり、条例（市町村が作る法律）を作っています。条例を作ることが出来る権利を、条例制定権といいます。
	特別区にも、市町村と同様に議会があり、条例制定権も持っています。



正解

A 議会、条例制定権ともにある

特別区は
どちら？

問
04

特別区が課税している税は
どちらでしょう？





A 住民税の個人分を
課税している



B 固定資産税を
課税している

解説

住民税 (市町村民税)	個人分	区税
	法人分	都税
固定資産税		都税

	特別区には、市町村と同じように課税権があります。 上記の中では、住民税の個人分を課税しています。
	市町村では上記3税はすべて市町村民税ですが、特別区では都区間 や特別区間の財政調整を行う特例により住民税の法人分と固定資産 税は東京都が課税しています。

正解

A 住民税の個人分を課税している

特別区は どちら？

問
05

特別区は、法律적으로는 どちらの地方公共団体？



A 特別地方公共団体



B 普通地方公共団体

解説

	普通	特別
広域	都道府県	
基礎	市町村	特別区



自治体は、「基礎な地方公共団体」と「広域の地方公共団体」に分けられます。前者は、住民に最も身近な行政を行う市町村と特別区です。後者は、都道府県です。



自治体のもう一つの分け方が、「普通地方公共団体」と「特別地方公共団体」です。地方自治法では都道府県、市町村を前者に分類し、特別区を後者に分類しています。市町村と特別区は同じ基礎的な地方公共団体ですが、特別区は大都市制度としての特例があることから、特別地方公共団体と位置づけられています。

正解

A 特別地方公共団体

特別区は
どちら？

問
06

特別区が行っている事務について
正しいものはどちらでしょう？



A 東京都が行う市の事務の
一部を除き、市の事務を行っている



B 一般の市と同じ事務を
行っている

解説

府県の事務	東京都
	保健所設置市の事務（特別区が実施）
市の事務	東京都が行う市の事務（消防、上下水道など）
	特別区



市町村は、保育園、幼稚園、小中学校、福祉事業、ごみ処理、道路・公園、防災、住民票・戸籍事務、文化、健康、まちづくりなど多くの事務を行っています。また、消防、上水道や下水道も行っています。



特別区の区域内では通常市が行う事務のうち、消防や上水道、下水道などいくつかの事務を東京都が行っています。特別区は、一般の市町村が行う事務のほか、府県の事務のうち、保健所設置市の事務も行っています。

正解

A 東京都が行う市の事務の一部を除き、市の事務を行っている

特別区は どちら？

問
07

都区制度特有の 財政制度は何でしょう？

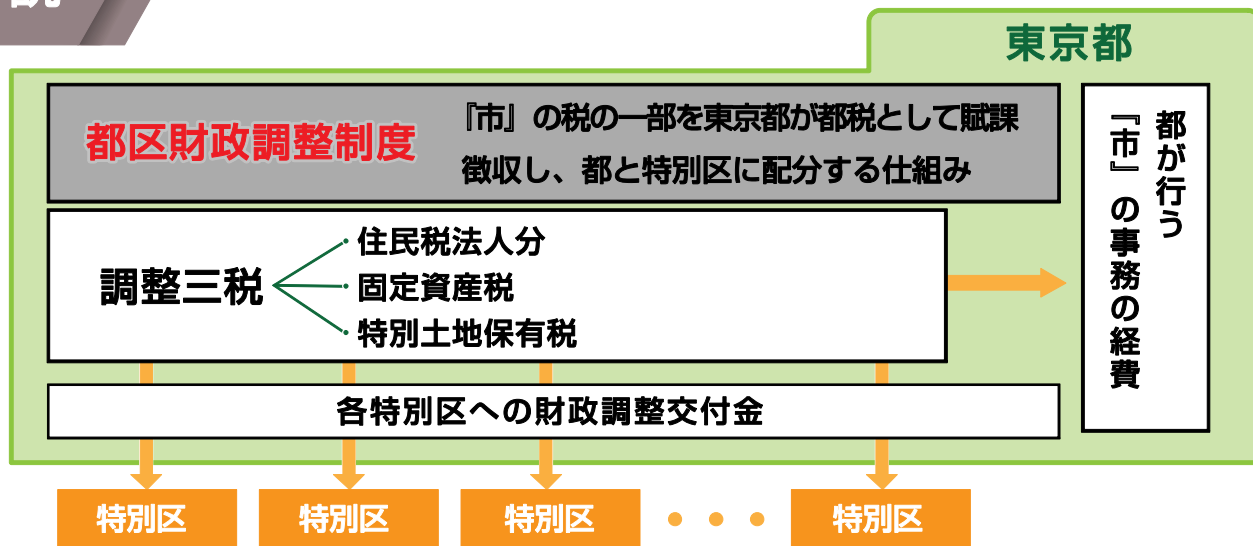


A 都区財政調整制度



B 地方交付税制度

解説



地方交付税は、地方自治体の財政力の格差をなくすために交付する国の財源保障制度です。全ての市町村と都道府県が対象になっています。ただし交付税をもらえるのは、国の基準で計算した結果財源不足のある市町村と都道府県です。



都区制度があるため、地方交付税は東京都と特別区を合わせて計算されます（財源不足はないとされ交付はありません）。都と個々の特別区の財源保障は、都区財政調整制度を通じて行われます。

正解

A 都区財政調整制度

特別区は どちら？

問
08

都区財政調整制度の役割は 何でしょう？

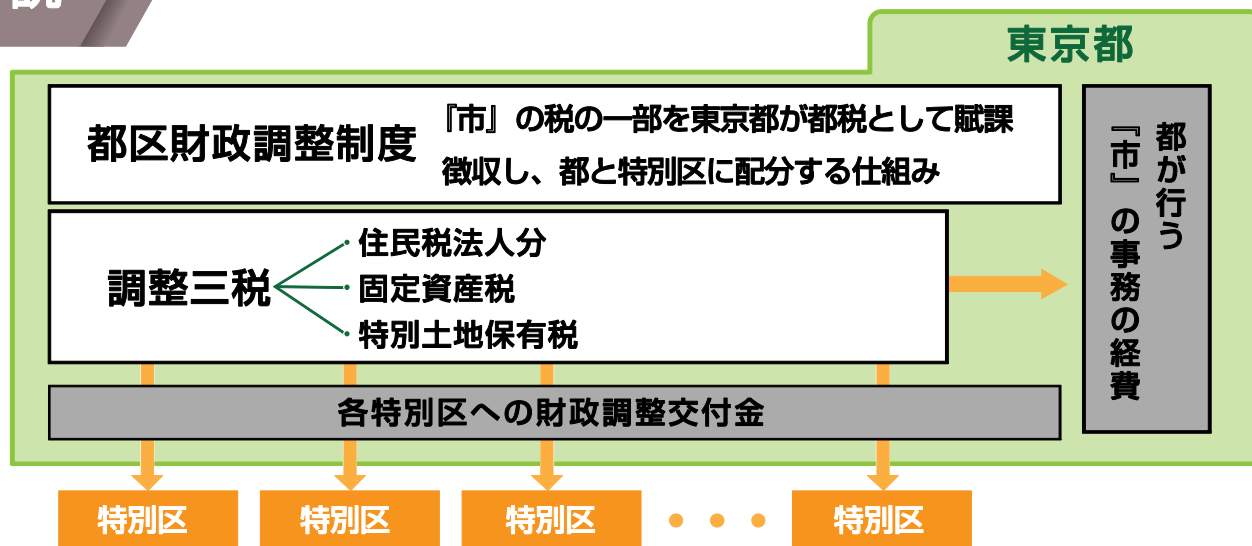


A 都区間の財源配分機能と
特別区間の財源調整機能



B 特別区間の財源調整機能のみ

解説



東京都と特別区間の財政調整は、特別区の地域では東京都が市の事務の一部を行っていることからくる、都と特別区の役割分担に伴う財源の配分機能です。



特別区間の財政調整は、財源の偏在を是正して特別区相互間の財源の均衡化を図る財源調整機能です。

正解

A 都区間の財源配分機能と特別区間の財源調整機能

■「制度編」は、これで
終了です。

■「歴史編」は、反対側
の表紙からご覧ください。





■「歴史編」は、これで
終了です。

■「制度編」は、反対側
の表紙からご覧ください。

特別区は どちら？

【歴史編】

問
08

平成
10年
(12年施行)

地方自治法改正で 実現したのは？



A 特別区が基礎的な
自治体に復活



B 特別区が普通地方
公共団体に



解説

基礎的な自治体復活

平成10年の地方自治法改正で、平成12年4月1日から特別区は基礎的な自治体に位置づけられました。

昭和27年に都の内部的団体になってから、約半世紀の自治権復権運動が実現しました。

第4次(都区)制度改革では、清掃事業の特別区への移管という大きな変更もありました。

特別区は、区民に最も身近な基礎的な自治体として、区政を担っています。

平成12年

東京都

23特別区
(基礎的な自治体)

【第4次制度改革の主な改正点】

- 特別区が基礎的な自治体に復活
- 自主性・自立性の強化(内部的団体の特例廃止、財政自主権強化)
- 清掃事業、教育委員会の事務など移譲

正解

A 特別区が基礎的な自治体に復活

特別区は どちら?

【歴史編】

問
07

昭和
49年

地方自治法改正で
実現したのは?



A 区長公選制の復活



B 特別区が基礎的な自治体に復活



解説

区長公選制復活

昭和49年の地方自治法改正で、区長公選制が復活します。また、都配属職員制度が廃止され人事権が確立します。事務配分は都の特例規定がない限り市と同等となります。さらに保健所設置市の事務が移譲されました。

この第3次(都区)制度改革では、特別区に一般市とほぼ同等の権限が与えられました。しかし、法律上は、特別区は都の内部的団体のままでした。

【第3次制度改革の主な改正点】

- 区長公選制の復活
- 都配属職員制度の廃止
- 事務配分は市とほぼ同等
- 保健所設置市の事務などの事務移譲

昭和49年

東京都

23特別区
(都の内部的団体)

正解

A 区長公選制の復活

特別区は どちら？

【歴史編】

問
06

昭和
39年

地方自治法改正で 実現したのは？



A 福祉事務所など
事務権限の移譲



B 区長公選制の復活



解説

区への大幅事務移譲

昭和39年の地方自治法改正では、第2次(都区)制度改革が実施されました。福祉事務所など事務権限の大幅な移譲と財源の確保などが盛り込まれました。

しかし、都の内部的団体であることには変わりなく、区長公選制の復活も実現しませんでした。

【第2次制度改革の主な改正点】

- 福祉事務所の事務など事務権限の大幅移譲
- 地方税法による課税権の法定化
- 都区協議会の法定化

昭和39年

東京都

23特別区
(都の内部的団体)

正解

A 福祉事務所など事務権限の移譲

特別区は どちら?

【歴史編】

問
05

昭和
27年

特別区の性格は どちらだったでしょう?



A 都の内部的団体



B 基礎的な自治体



解説

区は都の内部的団体

基礎的な自治体として出発した特別区は、昭和27年の地方自治法改正で、都の内部的団体となります。東京都が、基礎的な自治体と広域自治体を兼ねることになりました。

昭和27年の法改正を第1次(都区)制度改革といい、区長公選制が廃止され、処理する事務が制限されるなど特別区の権限が大きく後退しました。

【第1次制度改革の主な改正点】

- 特別区は都の内部的団体
- 区長の公選制を廃止し、区議会が都知事の同意を得て選任
- 区の事務は制限列挙し法定化
- 都の調整条例制定権、知事の助言勧告権
- 区の職員は都が定数管理し、区に派遣

昭和27年

東京都

23特別区
(都の内部的団体)

正解

A 都の内部的団体

特別区は どちら?

【歴史編】

問
04

昭和
22年

地方自治法により 誕生したものは?



A 特別区



B 特例市



解説

「特別区」の誕生

昭和22年5月3日に、日本国憲法と同時に地方自治法が施行されます。

地方自治法の「都の区は、これを特別区という。」(第281条)により「特別区」が誕生します。特別区は、基礎的な自治体として出発しました。

35区は、昭和22年3月15日再編により22区となり、地方自治法施行により特別区となり、8月1日には練馬区が板橋区から分離し、23の特別区になりました。

昭和22年

東京都

23特別区
(基礎的な自治体)

【23特別区】

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

正解

A 特別区

特別区は どちら？

【歴史編】

問
03

昭和
18年

東京府と東京市が
廃止され出来たのは？



A 東京都



B 東京都



解説

都の「区」へ

太平洋戦争のさなかの、昭和18年に戦時体制としての東京都制が始まります。

東京府と東京市は廃止され、国家体制の整備のために東京都が誕生します。

東京市にあった35区は、そのまま区域と名称を引き継ぎます。

35区は、東京都の下級行政組織になりますが、法人とされます。

公選の区会が置かれ、都から事務移譲がされ課税権を認めるなど、下級行政組織でありながら自治体とする変則的な制度でした。

昭和18年

東京都

35区

(都の下級行政組織)

正解

A 東京都

特別区は どちら?

【歴史編】

問
02

明治
22年

15区の区域に 誕生したものは?



A 東京市



B 東京都



解説

市の「区」の時代

明治22年の市制町村制施行により、東京府の15区
の地域に、東京市が誕生します。

東京市の区域内には従来の15区が存続します。
昭和7年に周辺の5郡と82町村を併合して35区に
拡大しました。この市域は、現在の東京23区の区域
とほぼ同じです。

【35区】

麹町区、神田区、日本橋区、京橋区、芝区、麻布区、
赤坂区、四谷区、牛込区、小石川区、本郷区、下谷区、
浅草区、本所区、深川区

(拡大した20区)品川区、荏原区、目黒区、大森区、
蒲田区、世田谷区、渋谷区、淀橋区、中野区、杉並区、
豊島区、板橋区、滝野川区、王子区、荒川区、足立区、
向島区、城東区、葛飾区、江戸川区

明治22年

東京府

東京市

15区

昭和7年

東京府

東京市

35区

正解

A 東京市

特別区は どちら?

【歴史編】

問
01

明治
11年

東京に誕生した 区はいくつ?



A 15区が誕生



B 35区が誕生



解説

「区」の始まり

明治11年、郡区町村編成法により日本に初めての統一的地方自治制度がつけられます。

三府（東京、京都、大阪）と五港（横浜、神戸、長崎、函館、新潟）などに自治体としての区が置かれました。

東京府には、15区と6郡が置かれます。

明治12年には、15区に公選の区議会も置かれ、これが現在の特別区へとつながります。

明治11年

東京府

15区

【15区】

麹町区、神田区、日本橋区、京橋区、芝区、麻布区、赤坂区、四谷区、牛込区、小石川区、本郷区、下谷区、浅草区、本所区、深川区

正解

A 15区が誕生

特別区は どちら？

歴史編

とくべつクマからの超難問？

8つの問題を解きながら

「特別区の歴史」を紹介します

はたして、正解はどちら？



東京 2 3 区